

千葉県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年10月29日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総総第594号

令和2年10月21日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 伊 藤 康 平
同 向 後 保 雄 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第11号、平成31年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) イ 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの（市民局）</p> <p>補助金等交付規則第5条第1項第1号によると、市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を附するものとされている。また、公益財団法人千葉市スポーツ振興財団運営補助金交付決定通知書に、「補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、市長の承認を受ける」との条件が附されている。</p> <p>しかしながら、同補助金においては、市長の承認を受けることなく遂行計画の変更に伴う経費の配分変更が行われていた。</p> <p>補助事業の変更に係る承認審査については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>補助金の交付条件については、平成31年4月1日付けで、公益財団法人千葉市スポーツ協会運営補助金交付要綱を改正し、変更承認を必要とする基準を明示した。</p> <p>また、補助事業の変更については、公益財団法人千葉市スポーツ協会に対し、改正された要綱に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。</p>

「公益財団法人千葉市スポーツ振興財団」は、平成31年4月1日付けで千葉市体育協会と統合し、「公益財団法人千葉市スポーツ協会」に名称変更。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 飼料の調達事務を適正に行うべきもの (都市局)</p> <p>契約規則第21条の2によると、随意契約によることができる額として、財産の買入れについては、予定価格が160万円以下の場合とされている。</p> <p>しかしながら、一部の飼料の調達事務においては、予定単価に予定数量を乗じた予定価格の総額が160万円を超えているにもかかわらず、入札を実施せず随意契約により発注していた。</p> <p>飼料の調達に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。</p>	<p>飼料の調達については、令和2年1月7日付けで、都市局長から各所属長に対して、契約規則に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>
<p>(3) 業務の発注事務を適正に行うべきもの (都市局)</p> <p>契約規則第22条によると、契約に当たっては、あらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。</p> <p>また、同規則第23条第1項によると、予定価格が10万円未満の場合は一者による随意契約とすることができるとされている。</p> <p>しかしながら、一部の業務委託等については、必要な業務を一括で発注せずに、10万円未満に分割して、同一業者に複数回発注しているが、契約金額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価される。</p> <p>業務の発注に当たっては、予算執行の透明性・経済性・競争性・公平性を阻害することのないよう、適正に事務を行われたい。</p>	<p>業務委託等の発注については、令和2年1月7日付けで、都市局長から各所属長に対して、契約規則に基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p>

(4) 予定価格を適正に積算すべきもの（教育委員会）

契約規則第10条第1項及び第22条によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。

しかしながら、修繕料、委託料、備品購入費等の予定価格について、設計書等による積算が確認できない事例が散見された。

予定価格については、規則に基づき適正に行われたい。

予定価格については、令和2年度契約分から、仕様書、設計書等により、適切に積算している。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2（1）予定価格を適切に積算すべきもの（こども未来局）</p> <p>契約規則第10条第1項及び第22条によると、契約事務担当職員は、仕様書、設計書等によって積算し、予算の範囲内において予定価格を決定しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、児童相談所における業務委託等の予定価格については、仕様書、設計書等による積算が確認できないものが散見された。</p> <p>予定価格の決定に当たっては、仕様書、設計書等により、適切に積算されたい。</p>	<p>予定価格については、令和2年度契約分から、仕様書、設計書等により、適切に積算している。</p>